

令和6年10月25日開催

新庄市農業委員会第17回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年10月）議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（17名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	松田	浩一	4番	早坂	浩樹
5番	指村	貞芳	7番	下山	秀一
8番	奥山	久	9番	中鉢	浩
11番	田宮	成彦	12番	齋藤	謙二
13番	星川	吉和	14番	伊藤	和彦
15番	三原	幸一	16番	星川	秀男
17番	星川	豊	18番	佐藤	喜代志
19番	高山	光弥			

4. 欠席した委員（2名）

6番	森	良一	10番	五十嵐	成生
----	---	----	-----	-----	----

5. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 5 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 5 3 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 5 | 議案第 5 4 号 非農地判断について |
| 日程第 6 | 報告第 4 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 4 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 8 | 報告第 4 3 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	大 江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主 任	八 畝 貴 征	主 任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 6 年度新庄市農業委員会第 1 7 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 1 7 名です。欠席通告者は、6 番森良一委員、1 0 番五十嵐成生委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本第 1 7 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に13番星川吉和委員と14番伊藤和彦委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第51号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計5件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、10月20日に調査確認しました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区2番につきまして、10月20日に調査確認しました。昨年から譲渡人より相談のあった案件です。受人は元々この農地を耕作しており今回話をしたところ、売買という形で話がまとまりました。ただこの農地にはもう一方の農地が入っており、そこを通らないと水が引けない状態です。そのため少し低い対価になっていますが双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして、10月18日に調査確認しました。譲渡人が自身の年齢で

は、今後農地を守れないという考えを持っています。自宅から遠い農地が一部ありそこを母方の遠縁にあたる譲受人に贈与ということで話がまとまりました。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区1番につきまして、10月18日に調査確認しました。貸人が高齢により体力的に農業が辛くなってきたため、隣の農地を持っている借人をお願いをしたところ賃貸借となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、10月16日に調査確認しました。以前渡人が持つ土地を受人が買い、現在鴨を飼育しています。該当地はその土地の隣にあるということで今回話がまとまりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第51号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第51号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区1件でございます。
(議案書を基に内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。
それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、10月21日に調査確認しました。理由は事務局の説明通りで間違いありません。なお、土地改良区に掘削地厳守と安全パトロールをお願いしています。よろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第53号農用地利用集積計画についてを上程します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第５３号農用地利用集積計画について、所有権移転につきまして新庄地区１件、萩野地区４件、計５件となっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転５件について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第５３号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第５３号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第５、議案第５４号非農地判断についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第５４号非農地判断について新庄地区１７件、稲舟地区８件、萩野地区２件、八向地区３件、計３０件、４４筆となっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

当案件は昨年実施された農地パトロール、遊休農地利用意向調査に基づいて、本年の農地パトロールで再度現地を確認しました。各担当委員から補足説明がありましたらお願いします。ありませんか。

＜「なし」という者あり＞

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった新庄地区17件、稲舟地区8件、萩野地区2件、八向地区3件、計30件について質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第54号非農地判断については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」という者あり＞

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第54号非農地判断については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第6、報告第41号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第41号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区3件、稲舟地区2件、計5件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第41号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜「質疑なし」という者あり＞

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第41号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、萩野地区2件、八向地区1件、計4件でございます。いずれの案件も届け出に基づき受領・確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第43号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第43号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲舟地区2件でございます。議案書のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第43号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第43号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第17回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年10月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員